

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり



<現状と課題>

暴力は、その対象を性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

令和2年度市民意識調査の結果によると、配偶者等から暴力を受けた経験については、65.9%がまったくないと答える一方、受けたことがある経験については「身体的暴力」が44.8%、「心理的攻撃」が10.6%、「経済的圧迫」が3.1%となっています。被害を受けた人の12.8%が「相談できなかった」と回答しており、性別でみると、女性(14.9%)が男性(8.0%)より高くなっています。

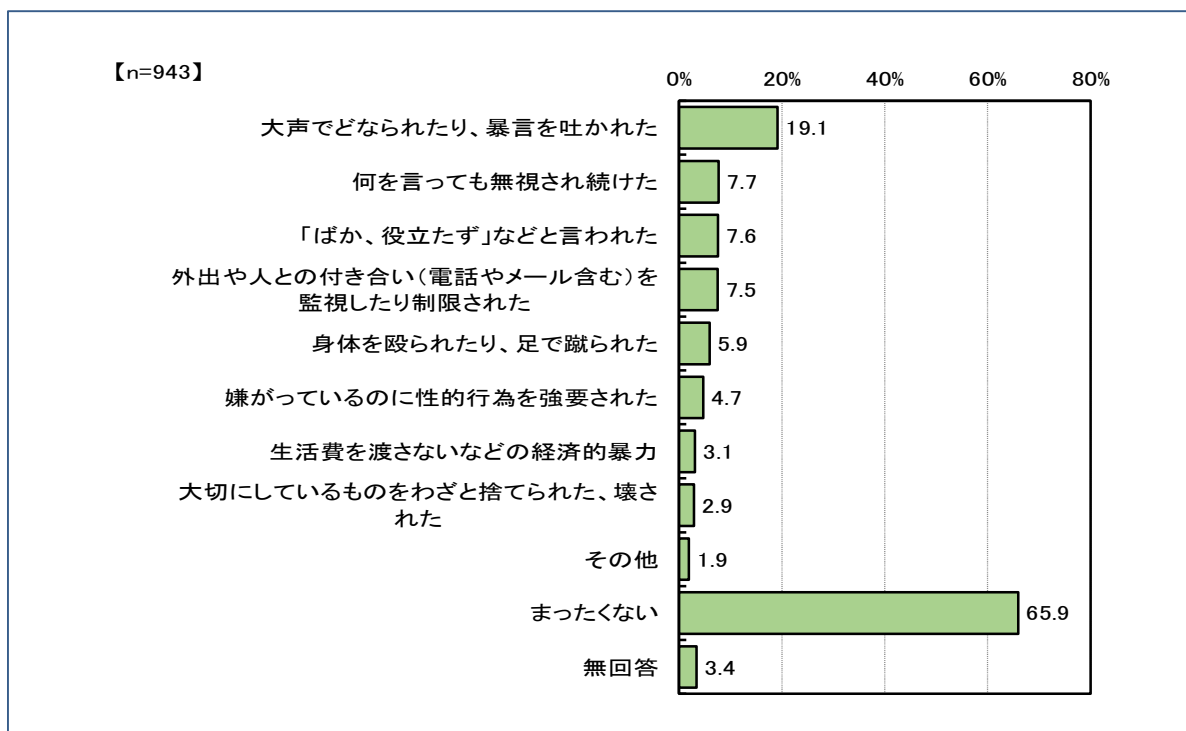
特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されているため、被害者が安心して相談できる窓口の周知が必要です。

さらに近年は、インターネット上の新たなコミュニケーションの広がりに伴い、これを利用した性犯罪などの事件が増加傾向にあるほか、子ども、若年層に対する性的な暴力も社会問題となっています。若い世代を被害者にも加害者にもさせないための予防教育や啓発が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントは社会問題であるにもかかわらず、潜在化しやすい問題となっています。

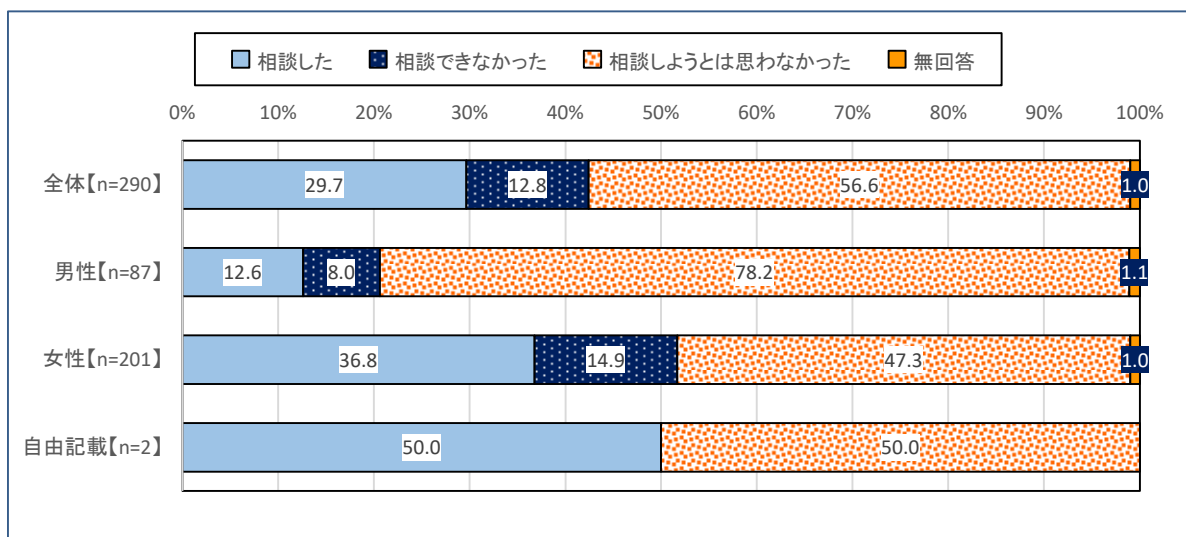
このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから、暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。

《配偶者や恋人がいる、又は過去にいた人》配偶者等から暴力を受けた経験の有無（取手市）



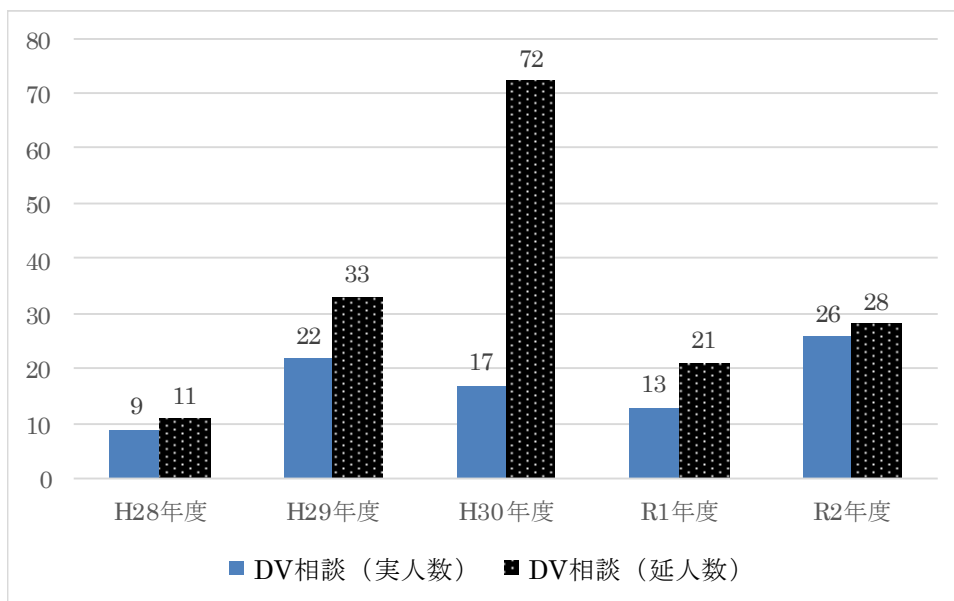
資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

《配偶者等からの暴力を受けたことがある人》配偶者等からの暴力について相談したか（取手市）



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

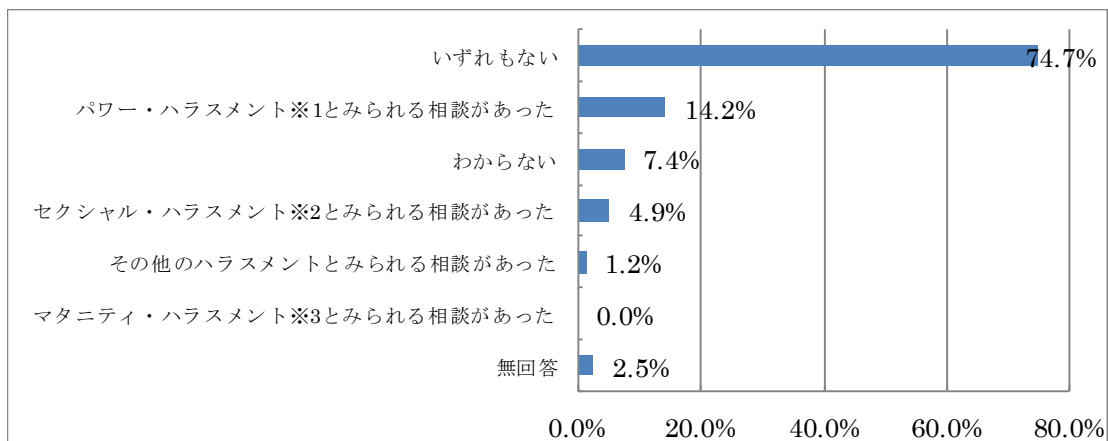
配偶者等からの暴力に関する相談件数（取手市）



※延人数・・・同じ人が同じ案件で複数回相談に来た件数の足し上げ
 資料：子育て支援課

事業所における過去3年間の従業員からのハラスメント相談事例（取手市）

【n=162】



※1 パワー・ハラスメントとは・・・職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為
 ※2 セクシャル・ハラスメントとは・・・相手の意思に反し不快・不安な状態に追い込む性的な言葉や行為
 ※3 マタニティ・ハラスメントとは・・・妊娠・出産を理由として、精神的・身体的苦痛を与える行為

資料：市民協働課 男女共同参画に関する事業所意識調査（令和2年）

取手市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV 対策基本計画）

本計画の「主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり（9）配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援、（10）安心して相談できる体制の充実」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「取手市の基本計画（DV 対策基本計画）」と位置づけています。

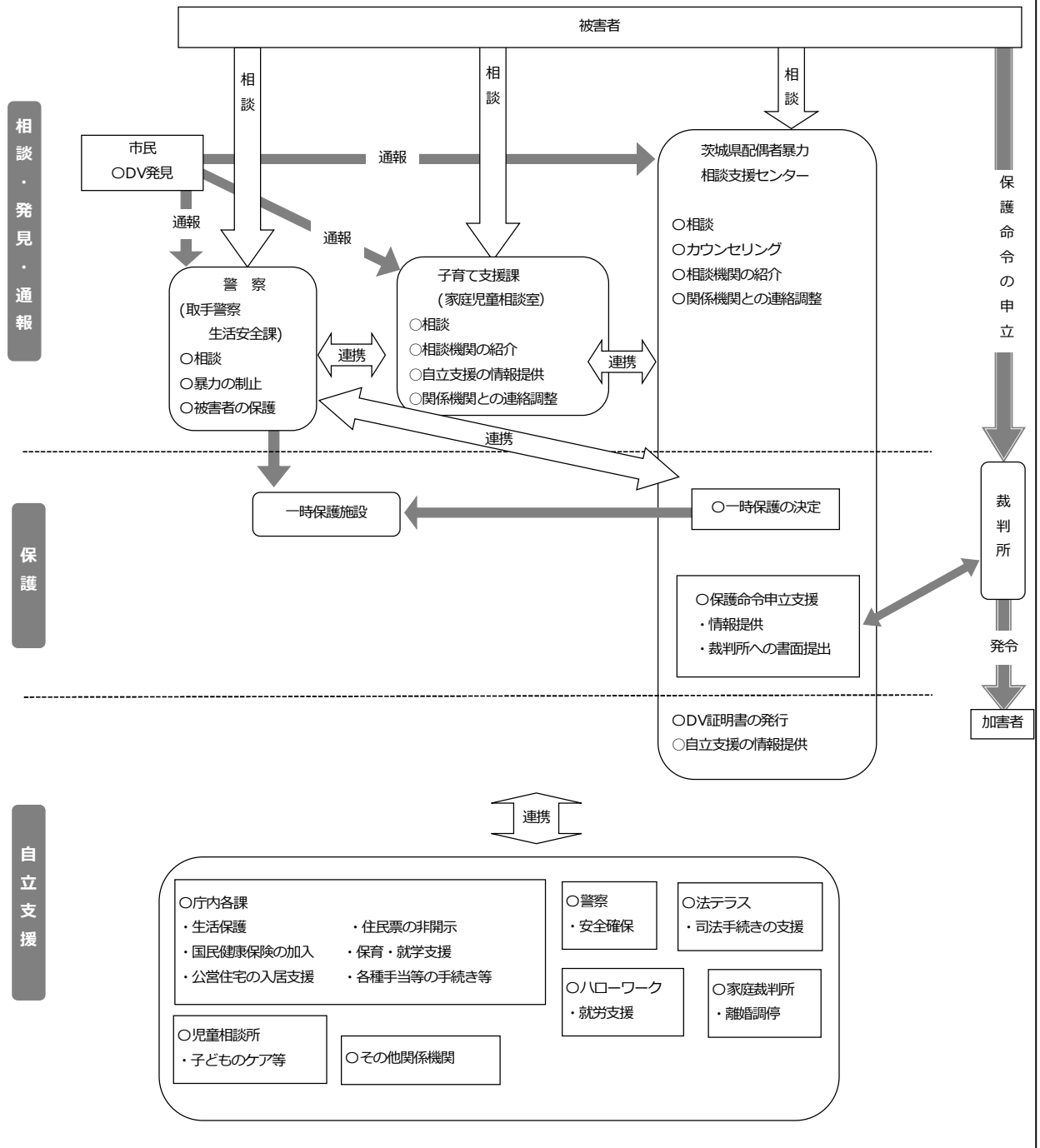
DV 対策基本計画の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV 防止に向けた取り組みが全国的に展開されている中、平成 13 年（2001 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」（平成 25 年（2013 年）の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となる。）が施行され、以降、社会情勢の変化に合わせて改正を重ねてきました。

また、平成 16 年（2004 年）の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正においても、子どもが DV の環境下で育つことは虐待に当たることが明記されました。しかしながら、家庭内等で起こる DV は、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。

本市においては、DV 相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、関係機関等との連携により、身近な相談窓口として被害者の適切な保護や自立支援等事案の深刻化の未然防止に努めてきたところです。今後さらに円滑に施策を展開し、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、DV 防止法の趣旨を踏まえ、「取手市 DV 対策基本計画」を策定します。

DV被害者支援の流れ



指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
相談従事者のDVに関する研修参加回数	年0回	年1回	子育て支援課
受けたDVについて「どこに相談してよいかわからなかった」と答える人の割合	11.9%	10%未満	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(9) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 (取手市DV対策基本計画)

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
54	DV防止に関する広報・啓発	広報紙やホームページ等を活用してDV防止に関する情報を周知します。	子育て支援課、 市民協働課
55		11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用したDV防止についての啓発強化を図ります。	子育て支援課、 市民協働課
56		DVを許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発やDVのある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	子育て支援課、 市民協働課
57		若年層向けのデートDV予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	子育て支援課、 市民協働課
58	早期発見と適切な支援	DV被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	子育て支援課

(10) 安心して相談できる体制の充実（取手市DV対策基本計画）

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
59	相談体制の充実	相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	子育て支援課、各相談窓口所管課
60	関係機関との連携	県などの関係機関、庁内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	子育て支援課、各相談窓口所管課
61		市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	子育て支援課

(11) あらゆる暴力やハラスメントの防止

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
62	ストーカー、性暴力等の防止啓発	4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	子育て支援課、市民協働課
63		若年層が被害に遭いやすいJKビジネス ^{※1} やSNSを使ったリベンジポルノ ^{※2} 等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。	子育て支援課、市民協働課、子ども青少年課（青少年センター）
64	青少年相談の充実	いじめ等様々な悩みや問題を持つ青少年やその保護者が、電話やメール、面接等によって気軽に相談できるよう、相談体制の充実と周知を図ります。	教育総合支援センター、子ども青少年課（青少年センター）

65		各学校と教育委員会が一体となり、人間関係や学業、部活動、家庭生活など様々な悩みを持つ子ども達に寄り添い相談を受けることができる体制を構築します（全員担任制・チーム指導及び教育相談部会の導入により、全ての教員が相談に応じ、情報共有できる体制を構築。さらに教育総合支援センターと連携し課題に対応）。	教育総合支援センター
66		インターネットトラブルに巻き込まれがちである若い世代を対象に、被害の未然防止や被害に遭った際の相談先などについて啓発します。	産業振興課（消費生活センター）
67	人権相談の実施	様々な人権問題について対応するため、人権擁護委員等による無料相談会を実施します。	市民協働課
68	ハラスメントの防止	市職員向けにハラスメントの防止等に関する指針を策定するとともに、ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を継続して実施します。	人事課
69		事業所に対して、広報紙やホームページ等を活用し、ハラスメント防止に対する情報の提供や、意識の啓発を実施します。	市民協働課、 産業振興課

※1 JKビジネスとは…女子高校生（JK）などを利用してお金を稼ぐビジネスのことをいいます。「お店で話をするだけのアルバイト」などと誘い、健全な営業を装いながら、性的な行為の強要などの被害に遭うことがあります。

※2 リベンジポルノとは…元交際相手などが復讐を目的として、交際時に撮影した性的な画像や動画等を本人の承諾なくインターネット上に公開するいやがらせ行為をいいます。

主要課題5

様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に

立った支援



<現状と課題>

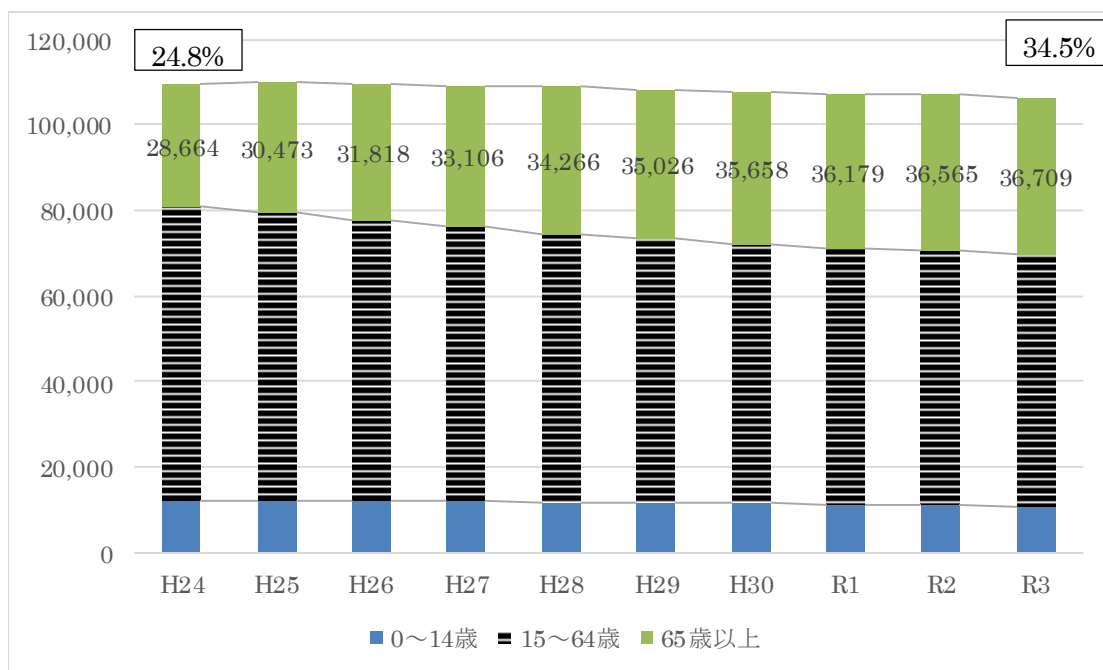
本市の人口は令和3年4月1日現在 106,293人で10年前(平成23年)と比較して4,135人減少しており、毎年減少傾向にあります。

年齢別区分の推移は、年少人口(0歳から14歳)、生産年齢人口(15歳から64歳)は減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の比率は人口が減っていく中で増加しており、65歳以上の人口は36,709人で、高齢化率は34.5%となっています。今後も増加が予想されます。世帯数は10年前(平成23年)に比べて4,420世帯増加していますが、1世帯当たりの人員は10年前の2.5人から2.2人に減少しており、核家族化、単身世帯が増えていることがうかがえます。母子家庭・父子家庭の状況は児童扶養手当認定者数からみると令和2年度は812世帯です。また、高齢福祉課調べによると、市内の高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯がともに増加傾向にあります。身体障害者手帳などを所持する障害児・障害者も年々増加しています。さらに最近の傾向としては、市内に住む外国籍の住民人口も増加しており、令和2年4月は1,831人で、5年前の1,447人に比べ384人増加しています。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、パートタイム契約の打ち切りにより経済的に困窮する等、生活上の困難に陥るケースもあり、女性など社会的に弱い立場にある人たちにより深刻な影響をもたらしています。

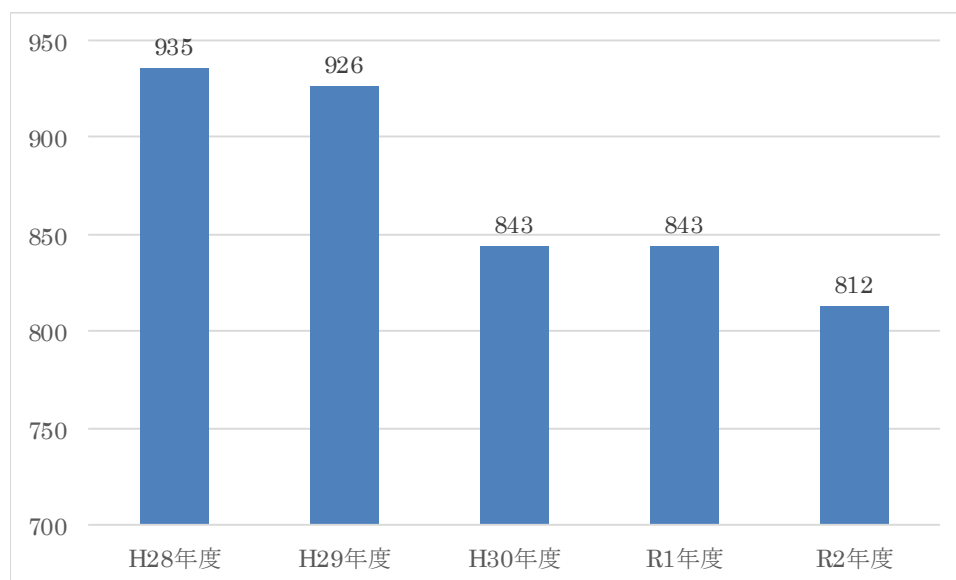
年齢、障害、国籍、性別等にかかわらず、全ての人が地域の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、男女共同参画の視点に立った支援に努めます。また、同時にいきがいをもって生活できる環境を整えることも重要です。

人口の推移（取手市） 住民基本台帳各年4月1日現在



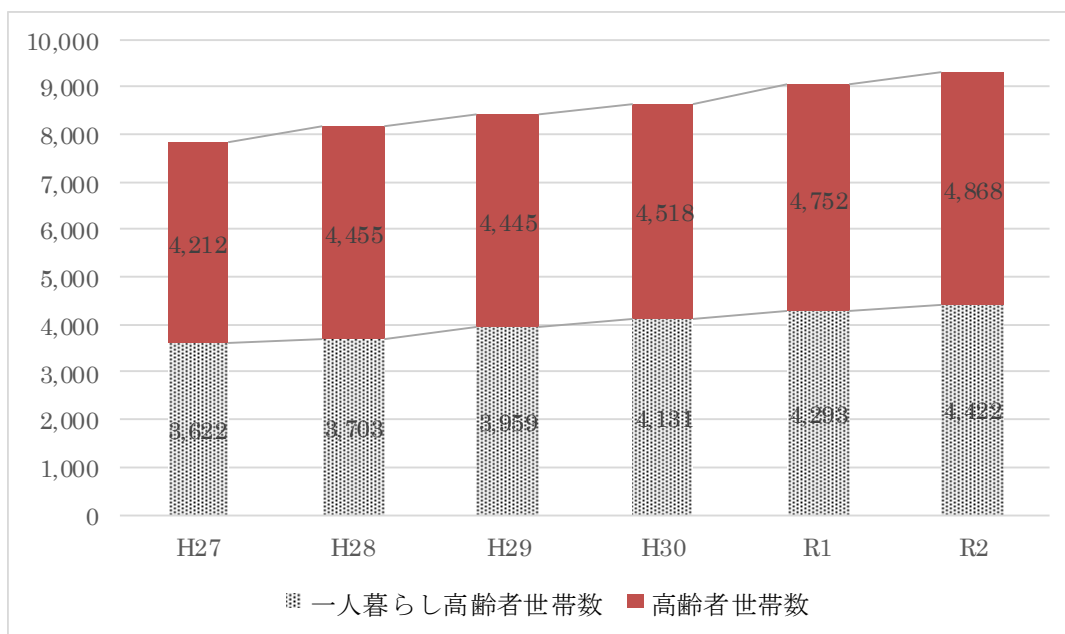
資料：政策推進課

児童扶養手当認定者数（取手市） 各年3月末時点



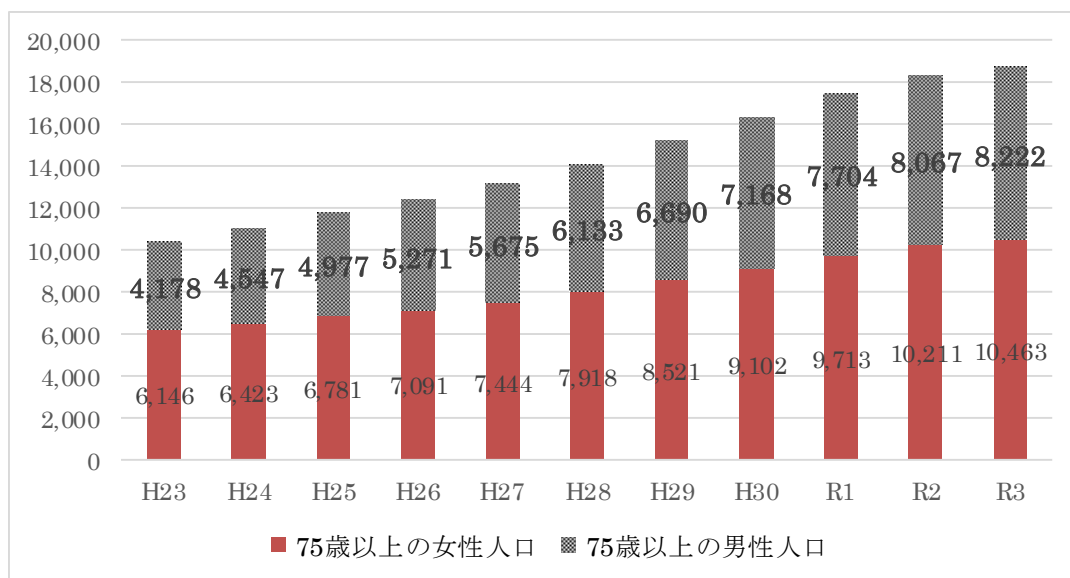
資料：子育て支援課

一人暮らし高齢者及び高齢者世帯数（取手市） 各年4月1日現在



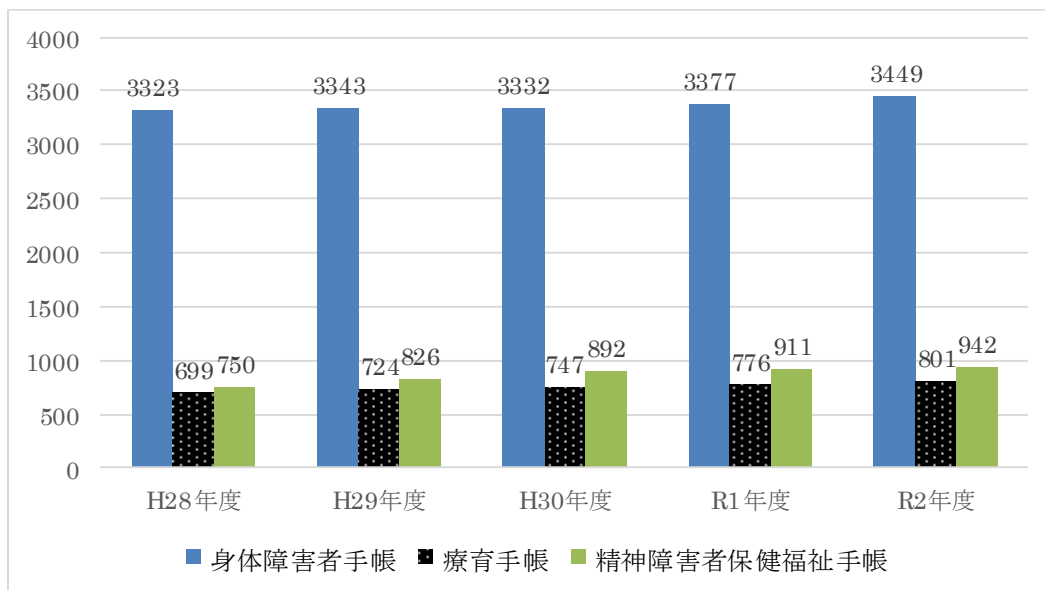
資料：高齢福祉課

75歳以上人口の男女別推移（取手市） 住民基本台帳各年4月1日現在



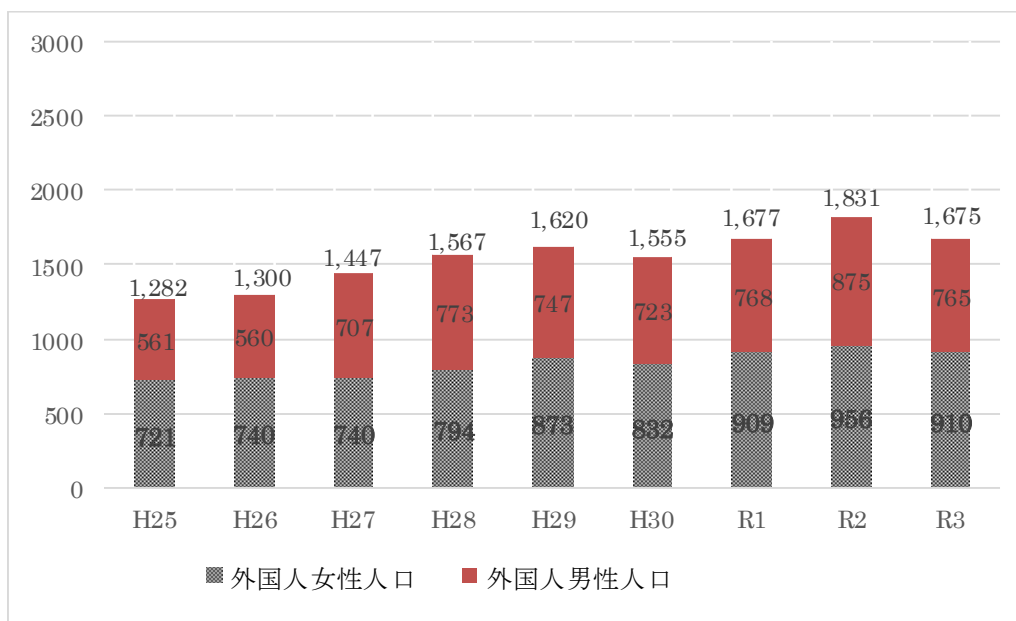
資料：政策推進課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数（取手市）



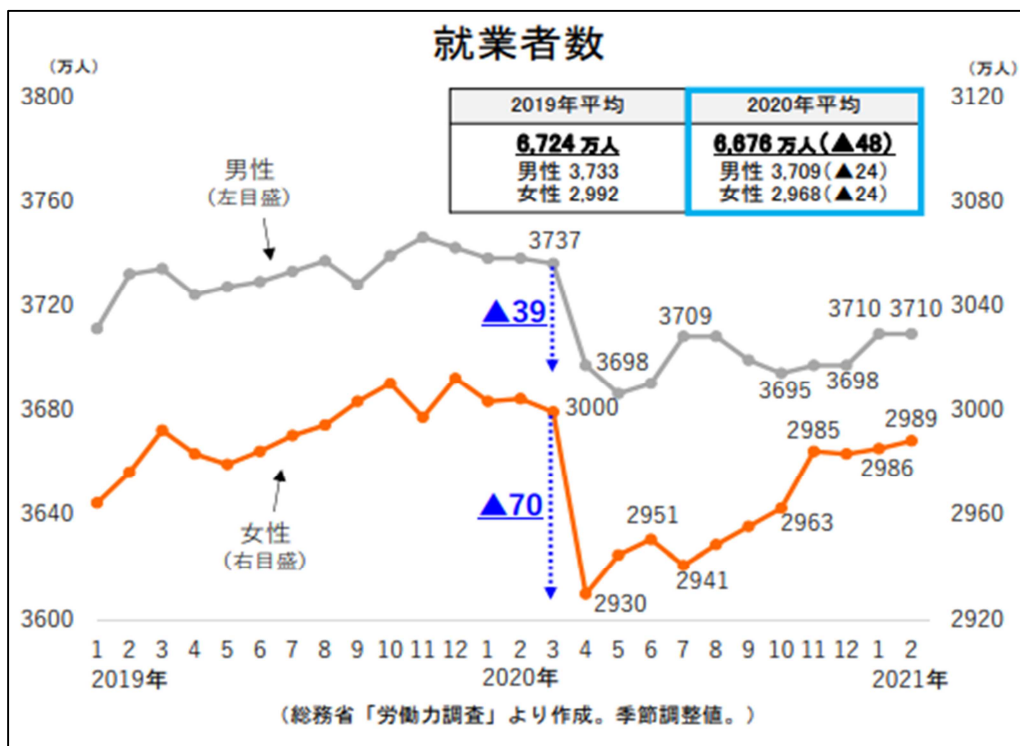
資料：障害福祉課

外国人人口の推移（取手市） 住民基本台帳各年4月1日現在



資料：政策推進課

就業者数（全国）



資料：内閣府男女共同参画局「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会 参考資料」（総務省「労働力調査」より作成。季節調整値）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
高等職業訓練促進給付 金等事業受給者数	5人/年	9人/年	子育て支援課
地域包括支援センター 総合相談件数(延件数 [※])	26,993件/年	36,000件/年	高齢福祉課(とりで 未来創造プラン 2020)
障害者の就労支援・通所 支援対応者数	649人	914人	障害福祉課

※延件数とは…同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

施策の基本方向

(12) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備

【男女共同参画の視点】ひとり親家庭（特に母子世帯）は、就業や子育て、生活等の様々な面で困難を抱えやすく、経済的に不安定になるリスクが高まります。近年はコロナ禍の影響により女性の雇用情勢が悪化しています。また、核家族化の進展により、家庭の養育力の低下や地域における相互助け合いの低下があり、育児の孤立といった問題も浮き彫りになっています。現状、家庭内で育児の役割が期待されがちな女性が子育ての悩みや疲れを抱える傾向にあります。市では第三次計画に引き続き、ひとり親家庭や子どもを養育する上で支援が必要な人々に総合的な支援を行います。

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
70	ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の負担金を一部助成します。	国保年金課
71		ひとり親家庭の親が就職に結びつくような技能知識や資格を取得しようとするときに給付金を支給します（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進給付金事業）。	子育て支援課
72		保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	子育て支援課
73		市民団体「母子寡婦福祉会」の活動への協力を通じ、ひとり親家庭同志の仲間づくりや親睦、相互補助を支援します。	子育て支援課
74	生活困窮者に対する支援	「くらしサポートセンター」にて、経済的困窮者が自立した生活を送れるよう相談などを通じて支援します。	社会福祉課

75	子どもを養育する家庭への相談・支援（育児の孤立化防止・養育支援）	地域子育て支援センターや保健センターにて、保育士や保健師等の専門的知識を生かし、妊娠・出産・子育て期の育児不安に対し、それぞれの段階に対応した支援や助言、サービスの情報提供に取り組みます。また、親子同士の交流を図ることで、子育て上の孤立化を防止します。	子育て支援課、保健センター
76		市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。 （再掲⇒主要課題4（10）安心して相談できる体制の充実）	子育て支援課
77		経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費など学費の一部を援助します（就学援助制度）。	学務課、保健給食課
78		ファミリー・サポートセンターの運営を通じ、多様化している子育てのニーズへ対応します。また、センターを利用する住民同士の助け合いにより、育児の孤立化を予防し、安心して子育てできる環境を整えます。 （再掲⇒主要課題2（5）子育て・介護支援体制の整備・充実）	子育て支援課

(13) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

【男女共同参画の視点】 家族環境の変化により高齢者の単身世代が増加していることに加え、家族・地域の支えが弱まっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉や生きがいづくり面で必要な支援に努めます。特に高齢者人口において女性割合が多い取手市では、高齢女性が困難に陥らないよう支援が必要です。また、定年後に地域社会に溶け込みにくい状況にある高齢男性の生きがいや居場所づくりなどの自主活動を支援します。

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
79	在宅福祉サービスの充実	増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどのサービスを実施します。	高齢福祉課
80	生きがいづくり・自主活動支援	地域で自主的な介護予防活動を行う団体の立ち上げや運営に要する経費の一部を助成します。	健康づくり推進課
81		60歳以上の方が生きがいづくりなど、豊かな老後を過ごすための様々な課題について、市内4つの公民館にて学習する場を提供します。	生涯学習課
82	住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり	住み慣れた地域で安心して生活を送るため、「地域包括支援センターにて」高齢者の生活の相談を受け対応し、不安の軽減につなげます。	高齢福祉課
83		物忘れが気になる方、認知症の方、その家族や地域の方などが認知症について理解を深めたり、悩みを打ち明けたりできる交流の場として、認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設しています。	高齢福祉課
84		認知症を正しく理解して認知症の高齢者を支援する「認知症サポーター」養成講座を実施しています。	高齢福祉課

(14) 障害のある人々の自立した生活に対する支援

【男女共同参画の視点】 障害のある人が日常生活や就労等の場において直面する困難において、障害に加えて特に女性であることで複合的な困難に置かれやすい状況になることもあります。困難の解消のため、障害に関する必要な配慮の理解促進を含め、障害者の自立した生活に対する支援を行います。

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
85	就労支援の充実	特定相談支援事業所により、個々の相談者に合った就労につなげられるよう、相談業務の充実を図ります。	障害福祉課
86	ボランティア活動の充実	ボランティア支援センター（社会福祉協議会が運営）にて、手話通訳などの障害者支援ボランティアや障害者の社会参加支援を行うボランティア団体の活動を支援します。	障害福祉課
87	生活支援の充実	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて様々な支援、介護、及び訓練等の自立支援サービスの相談や給付事業並びに、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課
88		民間事業者や自治会などの地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮（点字メニュー作成費、筆談ボード購入費、段差解消工事費など）を提供するために係る費用を助成します。	障害福祉課
89		障害や疾病等により、周囲の人に困っていることや、手助けがほしいことを上手く伝えることができない方に、「ヘルプマーク」や、緊急連絡先や支援してほしい内容を記載した「ヘルプカード」を配布することで、緊急時や災害時だけでなく日常生活においても支援を受けやすい地域体制を整えます。	障害福祉課

(15) 外国人住民が安心して暮らせる環境の整備

【男女共同参画の視点】外国人は、言葉や文化、価値観、生活習慣の違いによる地域での孤立等に加えて、女性であることで困難な状況に置かれていることが多くなっています。外国人人口中、女性の割合が多い取手市においても、多言語での情報提供や相談体制の整備をし、外国人が安心して暮らせるよう支援を行います。

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
90	情報提供の充実	市ホームページに「やさしいにほんご」表記にて行政情報や相談事業、防災情報を掲載します。また多言語情報や県国際交流協会の様々な支援情報についても掲載し、日本語が得意でない外国人向けに情報提供を図ります。	秘書課、各課
91	相談・支援事業の充実	外国人であること、特に女性であることで困難な状況に置かれた人たちの人権に配慮した相談体制を各相談窓口所管課と連携し充実させ、地域社会の中で安心して暮らせるよう支援を行います。	市民協働課、各相談窓口所管課
92		市国際交流協会と連携し、日本語教室や「外国人のための相談会」を開催し、外国人の不安解消の手助けをします。	秘書課

(16) 多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり

【男女共同参画の視点】多様な性のあり方に関する理解促進や多様な生き方を認め合う意識の形成を通じ、「性別等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮」することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
93	性の多様性に関する理解の促進	市で使用する申請書類やアンケート用紙における性別記載欄の配慮を行います。	市民協働課、各課

94	と支援	性的少数者への理解促進のための職員研修を実施し、市職員として性の多様性を正しく理解するよう努めます。	人事課
95		性的少数者向けに茨城県が実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や相談事業について市ホームページで情報提供します。	市民協働課
96		学校生活において、性の多様性に悩む児童・生徒の相談に対応するため、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラーを交えた個別会議等の支援体制を整えます。	指導課
97	多様な生き方を認める意識の形成	市男女共同参画紙「風」にて、職場や家庭、地域での多様な生き方について情報を発信します。	市民協働課
98		市人権擁護委員が小学校や地域に対して、DVDや紙芝居を使った「人権教室」を実施し、人権や多様な生き方への理解について子どもたちに啓発します。	市民協働課
99		無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）について、認知と理解を広げるため、市職員向けに内閣府作成のフリーイラスト（日常生活の場面や職業などについて男女それぞれを描いたイラスト素材）の使用を促進します。	市民協働課

主要課題6

生涯にわたる健康の支援



<現状と課題>

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康な生活をしていくことは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。

本市の各種がん検診受診率は、女性を対象とした乳がん検診の受診率は年々高くなっていますが、子宮がん検診の受診率は横ばいが続いています。また、その他の各種がん検診の受診率も伸び悩んでいる状況で、令和元年度における茨城県の各種がん検診受診率の平均値を下回っています。健康の保持のためには、今後も様々な年代に対して、がん及び生活習慣病に関する知識の普及に努め、受診率の向上に努めていく必要があります。

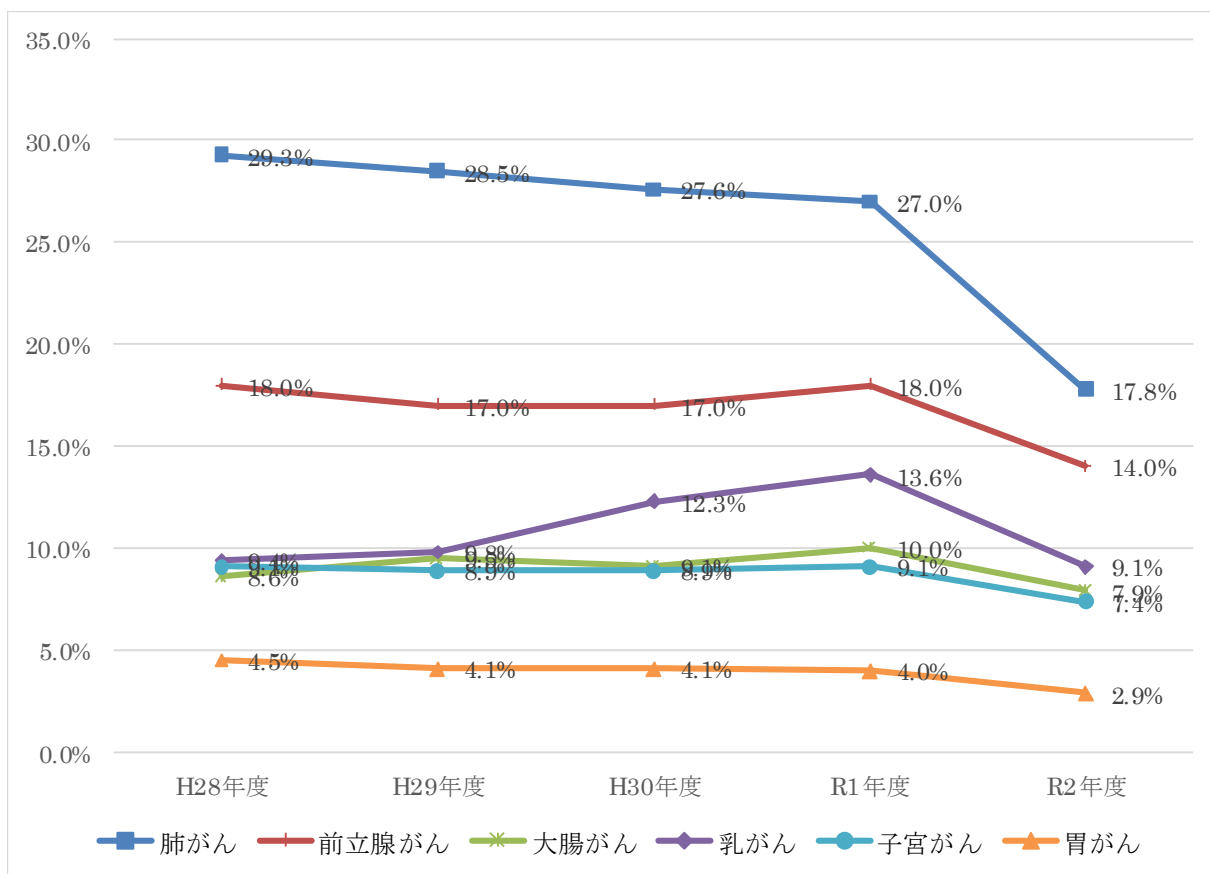
生涯にわたる「こころと体の健康づくり」には、思春期、子育て期、更年期、老年期等のライフステージごとに性別によって異なる問題があるため、身体的特徴を踏まえた適切な支援が必要になります。特に女性は、出産・産後ケア等について、男性とは異なる配慮が求められていることから、誰もが互いの性差について理解し合うことができるように取り組むことが必要です。

妊娠や出産などの生殖や性に関して本人の意思が尊重されることや、心身ともに健康であるということは、誰もが自分らしく充実した人生を送る上で重要なことであるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取り組みを進めるとともに、こうした考えの普及啓発を引き続き行います。

また、性別にかかわらず、過重労働による健康障害や職場環境、仕事などによるストレス、うつ病などの増加が問題となっており、メンタルヘルス対策の充実・推進が求められています。

人生100年時代に備え、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、性差やライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防対策への取り組みを引き続き進めます。

がん検診受診率(取手市)



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
肺がん	29.3%	28.5%	27.6%	27.0%	17.8%
前立腺がん	18.0%	17.0%	17.0%	18.0%	14.0%
大腸がん	8.6%	9.5%	9.1%	10.0%	7.9%
乳がん	9.4%	9.8%	12.3%	13.6%	9.1%
子宮がん	9.1%	8.9%	8.9%	9.1%	7.4%
胃がん	4.5%	4.1%	4.1%	4.0%	2.9%

資料：保健センター（※令和2年度受診率減は新型コロナウイルスの影響によるもの）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
子宮がん検診受診率	7.4%	9.5%	保健センター
乳がん検診受診率	9.1%	13.6%	保健センター

前立腺がん健診受診率	14.0%	18.0%	保健センター
肺がん検診受診率	17.8%	29.3%	保健センター
大腸がん検診受診率	7.9%	10.0%	保健センター
ブレママ・プレパパ教室 参加者数（延人数※）	214人	230人	保健センター

※延人数とは…同じ人が複数回参加した件数の足し上げ

施策の内容

(17) 性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
100	特定健診・各種がん検診の受診促進	生活習慣病の予防や疾病・各種がんの早期発見・早期治療を目的に検診の実施と普及啓発を行い、特定健診やがん検診を受けやすい環境づくりに努めます。	国保年金課、保健センター
101	ライフステージに応じた健康づくりの推進	思春期の方向けのレッツトライ高校生講座、性成熟期の方向けのレディースデイ健診など、ライフステージに応じた健康づくりの普及・啓発及び情報提供、健康相談を充実させます。	保健センター
102		介護予防拠点施設の運営や、地域で行う介護予防活動の支援により、高齢者の健康づくりを推進します。	健康づくり推進課
103	こころと体の健康づくりの推進	身近な人の自殺のサインに気が付き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つ「ゲートキーパー※ ¹ 」の養成研修を実施します。 ※1 ゲートキーパーとは…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を届けることができる人のことです。	保健センター
104		こころの健康づくりに関する情報の提供	保健センター

		や啓発を行うとともに、精神科医による「こころの健康相談」を実施します。	
105		誰もが気軽に取り組めるウォーキング等の健康づくりに関する情報提供や、健康づくり・幸せづくりの拠点施設である取手ウェルネスプラザの運営を通じ、市民が健康で幸せな生活ができるよう支援します。	健康づくり推進課

(18) 妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
106	母子保健の充実	妊娠期、出産期において母子の健康を支援するため、保健師による月齢に応じた育児相談や、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、産後ケア事業の実施など、安心して出産・育児に臨むことができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	保健センター
107		出産後、父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施するなど、妊婦とそのパートナーに向けた支援を実施します。 (再掲→主要課題3(8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進)	保健センター
108	思春期からの正しい知識の普及、望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教室の充実	望まない妊娠についてや、出産に向けた体づくり、ライフプランを考える「レットトライ高校生講座」を高校生向けに実施します。	保健センター
109	不妊に悩む男女への支援	妊娠を望んでいる男女の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう、不妊治療費の一部助成を行います。	保健センター



＜現状と課題＞

近年各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発しています。災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所などにおいて女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

令和元年度における本市の防災会議の委員に占める女性の割合は2.3%と低い状況です。一方で令和2年度市民意識調査の結果によると、防災・災害復興対策の中で取り入れるべき男女共同参画の視点に基づく施策について、一番多かった回答は、「女性や乳幼児、介護が必要な人、障害者などに配慮した避難所機能の確保（65.4%）」でした。なお、この回答には男女間で差があり、女性が男性よりも約16%多く選択しており、女性の関心の高さが窺えました。

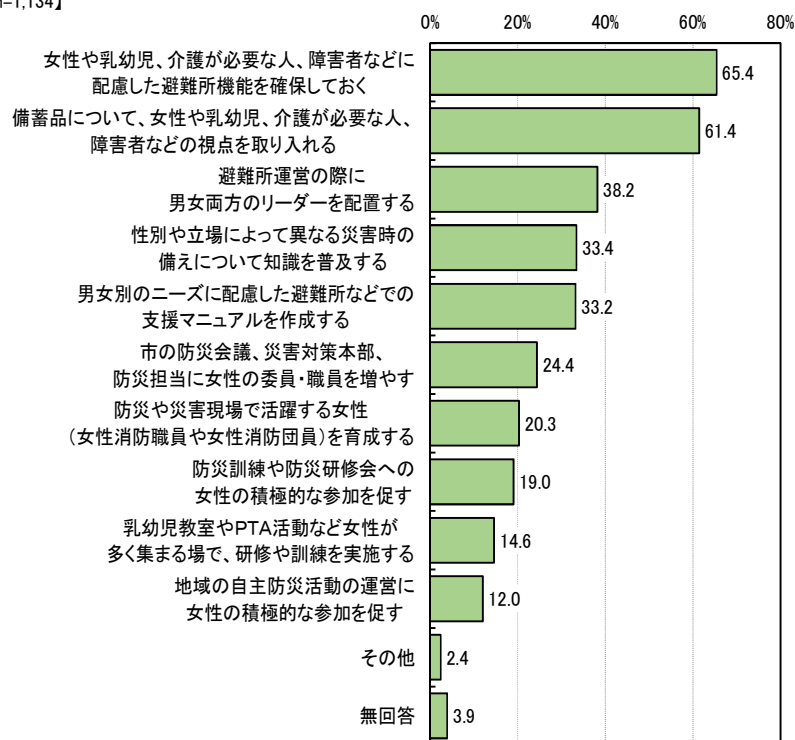
性別、年齢や障害の有無など様々な社会要因による災害時の困難を最小限にするためには、日頃から地域や家庭で男女共同参画を実現し、防災に関しても、誰もが対等に意見を出し合い、多様なニーズに対応しうる体制を整えることが必要です。

地域防災については、地域の団体等と連携し、協働関係の確立を進めるとともに、災害時に、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を推進します。また、防災対策や現場に男女共同参画の視点を反映させるため、防災訓練の実施や防災土育成事業補助金の交付などを通じて女性防災リーダーの育成に努め、防災の現場における女性の参画を促進します。

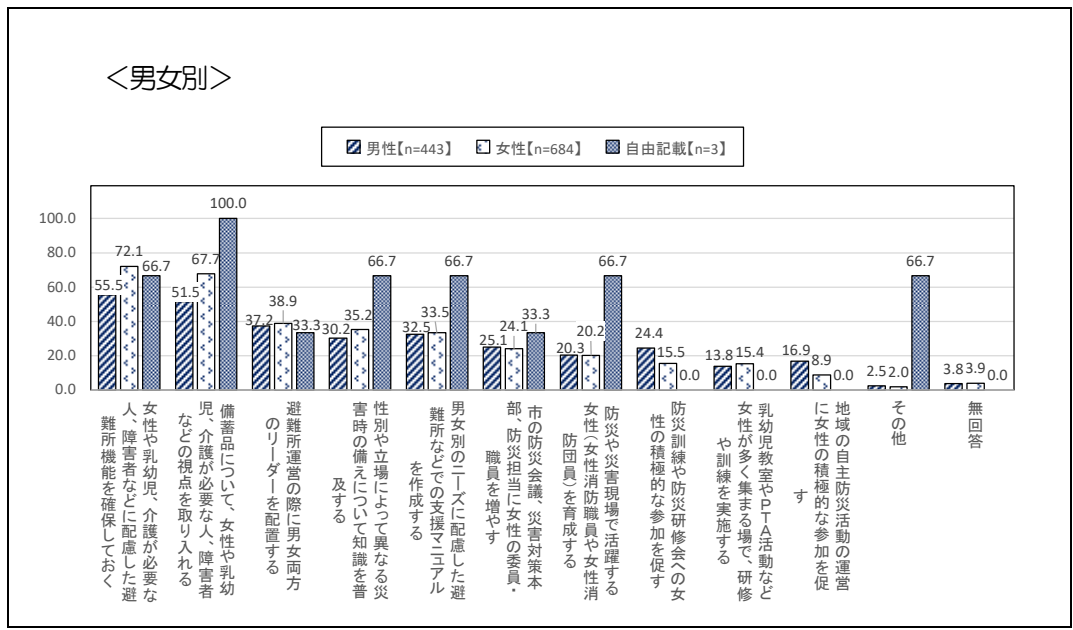
防災・災害復興対策の中で取り入れるべき男女共同参画の視点（取手市）

問 27 東日本大震災などの教訓から、災害発生に伴う避難や平時の防災体制について男女共同参画の視点を取り入れることが必要だと指摘されています。そのためには、今後の防災や災害復興対策においてどのような施策が必要だと思いますか。（はいいくつでも）

【n=1,134】



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
女性の防災士資格取得 人数	4人	10人	安全安心対策課 （市防災士育成事業補助金交付者より算出）

施策の内容

(19) 災害対策への男女共同参画の視点強化

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
110	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実	内閣府男女共同参画局が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づき、防災所管課と男女共同参画所管課が連携し、避難所運営や地域防災訓練の実施に関して、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進めます。	市民協働課、安全安心対策課
111		全国の男女共同参画センターや男女共同参画所管課で構築された「相互支援ネットワーク」に加入し、平常時は情報交換や収集を行い、災害時には男女共同参画の視点で必要な物資、人、情報等が提供・支援される体制を形成します。	市民協働課
112	地域・家庭における男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	市政協力員等を通じて、地域コミュニティのリーダーに対して、「共助」の観点から、男女共同参画の視点に立った地域防災活動の重要性を啓発します。また、市民に対しては、「自助」の観点から、地域における防災活動への参加や日頃から家庭で行える災害への備えについて、男女共同参画の視点からホームページや広報を通じて啓発します。	市民協働課
113		女性消防団員による地域子育て支援センターなどでの幼児防災教育パネルシアターや救命講習指導を実施します。また、100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを各種イベントで展示するなど、女性ならではの視点を活かした新たな防災啓発活動を推進します。	消防本部総務課

(20) 防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
114	施策・方針決定過程からの女性参画の推進	災害対応において男女双方の視点を十分に反映するため、男性の防災会議委員に対し、事前配布の会議議題資料等について、所属する各組織の女性の意見を吸い上げた上で防災会議に参加するよう働きかけます。	安全安心対策課
115	女性の地域防災活動への参画推進	地域防災活動を支える町内会や自主防災組織に対し、避難訓練等を通じて男女共同参画視点に立った防災活動の重要性を啓発し、地域防災活動への女性の参画を促し、将来的に女性防災リーダーとして活躍できるようにつなげます。	市民協働課、安全安心対策課
116		地域の防災リーダーとして活動し、市の防災事業に貢献する防災士を育成するため、資格取得講座の受講料等の一部助成を行う「防災士育成事業補助金」の交付を通じ、性別を問わず多くの市民が防災士の資格を取得することを促進します。	安全安心対策課